

## 奈良県がん対策推進協議会について

### 1. 変更点

- 「奈良県附属機関に関する条例」が平成24年12月に一部改正されたことに伴い、「がん対策推進協議会」を附属機関として位置づける。
- 「奈良県がん対策推進協議会設置要綱」を廃止し、「奈良県がん対策推進協議会規則(以下規則という)」を制定する。(別添のとおり)
- 委員は条例に基づき、知事が委嘱することから代理出席は認められない。

### 2. 条例改正の経緯

- 要綱等に基づき設置を行っている外部有識者を含む会議等について、条例に基づく設置が必要な附属機関に該当するとの司法判断が出されたことを受け、全庁的に実態把握が行われた。当協議会の実態から附属機関に位置づけたもの。

### 3. 経過措置

- 規則第4条に基づき、当協議会の会長については、委員の互選により定めることとしているが、現在の任期期間中は引き続き長谷川会長にお願いする。
- 規則第8条に基づき、引き続き作業部会を設け必要な事項について検討を行う。  
(委員任期:平成26年8月9日まで)

○奈良県がん対策推進協議会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第五十号

奈良県がん対策推進協議会規則をここに公布する。

奈良県がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 がん患者又はその家族若しくは支援者
- 二 学識経験を有する者
- 三 医療、福祉又は保健に携わる者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合にお

ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、医療政策部保健予防課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。